

第3章 環境影響評価関連図書の作成

環境影響評価関連図書の作成にあたっては、次に示すような事項に留意する必要がある。

- 環境影響評価関連図書は、広く一般住民が理解できるよう、わかりやすく簡潔な表現とすること。
- 学術用語、法令用語等には、適宜注釈を付けること。
- 客観的な事実と、それを基に推論した見解とは、明確に区別すること。
- 地図情報は、位置等が明確に判読可能なものを用いること。
- 文献、資料等を用いる場合は、出典（著者名、名称、調査年等）を明記するとともに、できる限り信頼性の高い著者の最新のものを使用すること。
- 関係書類は、原則として、A4縦の用紙に横書きとし、本文の文字は10.5ポイント以上とすること。なお、図表等についてそれを超えるサイズの用紙を使う場合には、A4に折り込むこと。

3-1 環境影響評価方法書

環境影響評価方法書には、条例第5条（規則第3条、技術指針）に基づき、次に掲げる事項について記載する必要がある。

- ① 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 対象事業の目的及び内容
- ③ 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- ④ 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目）

なお、相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

なお、上記事項の記載にあたっては、次に示すような事項に留意する必要がある。

(方法書の記載にあたっての留意事項)

- 対象事業の内容については、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業実施区域、対象事業実施区域の面積、対象事業実施区域内における施設の種類、規模及び配置計画等について、その時点で明らかにできる事項をできる限り具体的に示すこと。
- 対象事業実施区域及びその周囲の概況については、文献等による調査の結果を基に、地域特性の把握にあたり必要な事項を整理して示すこと。
- 対象事業実施区域の位置及び対象事業実施区域及びその周囲の概況について、把握した情報を記載するにあたっては、それらの概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにすること。
- 調査の手法については、調査地域、調査地点及び調査期間並びに調査頻度等をできる限り明確にすること。また、予測の手法についても同様に、予測地域、予測地点及び予測対象期間等をできる限り明確にすること。
- 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する事項の記載にあたっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにすること。また、技術指針に規定する標準項目を選定しなかった場合には、その理由を明らかにすること。

3-2 環境影響評価準備書

環境影響評価準備書には、条例第12条（規則第10条、技術指針）に基づき、次に掲げる事項について記載する必要がある。

- ① 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 対象事業の目的及び内容
- ③ 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- ④ 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- ⑤ 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要
- ⑥ 方法書についての知事の意見
- ⑦ ⑤及び⑥の意見についての事業者の見解
- ⑧ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの
- ⑨ 環境保全措置（検討結果の検証、検討結果の整理）
- ⑩ 事後調査
- ⑪ 環境影響の調査、予測及び評価の総合的な評価
- ⑫ 環境影響評価を委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

なお、相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて準備書を作成することができる。

備考) ①～④については、環境影響評価方法書での記載事項に該当する。

なお、上記事項の記載にあたっては、方法書の記載にあたっての留意事項の他、次に示すような事項に留意する必要がある。

(準備書の記載にあたっての留意事項)

- 準備書の作成にあたっては、できる限りわかりやすく簡潔な表現に努め、図表等を用い理解しやすい内容とすること。
- 準備書は、必要な内容を簡潔に記述し、詳細なデータ等については、適宜資料編として整理するなど工夫すること。
- 準備書の編成は、原則として環境要素の区分ごとに、調査、予測及び評価を一括して記述すること。
- 対象事業の内容については、対象事業の名称・種類及び規模、対象事業実施区域、対象事業実施区域の面積、対象事業の実施に係る工法・期間及び工程計画並びに供用開始時期、施設の種類・規模及び配置計画、対象事業実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動の内容、対象事業に密接に関連して行われる事業の内容等について、できる限り具体的に示すこと。
- 対象事業実施区域及びその周囲の概況は、地域特性に関する情報について、図表等を活用しながら簡潔にとりまとめることとし、データ等の羅列や必要以上に広域な情報の記載は避けること。
- 準備書の作成にあたり利用した文献その他の資料等については、それらの出典等を記載すること。
- 環境の保全の見地からの意見を有する者及び知事の意見に対する事業者の見解の記載にあたっては、意見の概要の項目又は意見の項目ごとに事業者の見解を明らかにすること。
- 対象事業に係る環境影響の総合的な評価の記載にあたっては、環境影響評価の項目ごとにとりまとめられた調査、予測及び評価の結果並びに環境保全措置の概要を一覧できるように整理すること。
- 要約書は、準備書の内容をわかりやすく要約した概要版とし、縦覧や説明会における資料用として作成すること。
- 要約書の作成にあたっては、その作成の趣旨から、より一層理解しやすい内容とするように努めること。

3-3 環境影響評価書

環境影響評価書には、条例第19条（規則第22条、技術指針）に基づき、次に掲げる事項について記載する必要がある。

- ① 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 対象事業の目的及び内容
- ③ 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- ④ 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- ⑤ 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要
- ⑥ 準備書についての知事の意見
- ⑦ ⑤及び⑥の意見についての事業者の見解
- ⑧ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの
- ⑨ 環境保全措置（検討結果の検証、検討結果の整理）
- ⑩ 事後調査
- ⑪ 環境影響の調査、予測及び評価の総合的な評価
- ⑫ 環境影響評価を委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

なお、相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて評価書を作成することができる。

備考) ①～⑫については、環境影響評価準備書での記載事項に該当する。

なお、上記事項の記載にあたっては、準備書の記載にあたっての留意事項の他、次に示すような事項に留意する必要がある。

（評価書の記載にあたっての留意事項）

○評価書の作成にあたり、準備書の記載事項を修正した場合には、準備書の記載事項との相違点を明らかにすること。

〔環境影響評価方法書の目次構成の例〕

- 第1章 事業者の氏名及び住所
- 第2章 対象事業の目的及び内容
 - 1 事業の目的
 - 2 事業の内容
 - 3 その他
- 第3章 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
 - 1 自然的状況
 - 1) 大気環境の状況
 - 2) 水環境の状況
 - 3) 土壌及び地盤の状況
 - 4) 地形及び地質の状況
 - 5) 動物、植物及び生態系の状況
 - 6) 景観の状況
 - 7) 人と自然との触れ合いの活動の状況
 - 8) 人と文化遺産との触れ合いの活動の状況
 - 2 社会的状況
 - 1) 人口及び産業の状況
 - 2) 土地利用の状況
 - 3) 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況
 - 4) 交通の状況
 - 5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
 - 6) 下水道の整備の状況
 - 7) 環境の保全を目的として法令又は条例により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- 第4章 環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法
 - 1 環境影響評価の項目
 - 1) 項目の選定
 - 2) 選定の理由
 - 2 調査、予測及び評価の手法

〔環境影響評価準備書の目次構成の例〕

- 第1章 事業者の氏名及び住所
- 第2章 対象事業の目的及び内容
 - 1 事業の目的
 - 2 事業の内容
 - 3 その他
- 第3章 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
 - 1 自然的状況
 - 1) 大気環境の状況
 - 2) 水環境の状況
 - 3) 土壌及び地盤の状況
 - 4) 地形及び地質の状況
 - 5) 動物、植物及び生態系の状況
 - 6) 景観の状況
 - 7) 人と自然との触れ合いの活動の状況
 - 8) 人と文化遺産との触れ合いの活動の状況
 - 2 社会的状況
 - 1) 人口及び産業の状況
 - 2) 土地利用の状況
 - 3) 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況
 - 4) 交通の状況
 - 5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
 - 6) 下水道の整備の状況
 - 7) 環境の保全を目的として法令又は条例により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- 第4章 方法書に対する意見の概要と事業者の見解
 - 1 住民意見の概要と事業者の見解
 - 2 知事の意見と事業者の見解
- 第5章 環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法
 - 1 環境影響評価の項目
 - 1) 項目の選定
 - 2) 選定の理由
 - 2 調査、予測及び評価の手法
- 第6章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果
 - 1 大気質
 - 1) 調査の結果の概要
 - 2) 予測及び評価の結果
 - 2 騒音
 - 1) 調査の結果の概要
 - 2) 予測及び評価の結果
 -
- 第7章 環境保全措置
 - 1 保全措置の必要性
 - 2 保全措置の実施内容等
 - 3 保全措置の効果等
 - 4 保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
 - 5 その他
- 第8章 事後調査
 - 1 調査項目の選定
 - 2 事後調査計画
 - 3 事後調査結果の報告等
- 第9章 総合評価
- 第10章 環境影響評価を委託した者の氏名及び住所

〔環境影響評価書の目次構成の例〕

- 第1章 評価書作成までの経緯
 - 1 評価書作成までの経緯
 - 2 準備書からの主な変更内容
- 第2章 事業者の氏名及び住所
- 第3章 対象事業の目的及び内容
 - 1 事業の目的
 - 2 事業の内容
 - 3 その他
- 第4章 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
 - 1 自然的状況
 - 1) 大気環境の状況
 - 2) 水環境の状況
 - 3) 土壌及び地盤の状況
 - 4) 地形及び地質の状況
 - 5) 動物、植物及び生態系の状況
 - 6) 景観の状況
 - 7) 人と自然との触れ合いの活動の状況
 - 8) 人と文化遺産との触れ合いの活動の状況
 - 2 社会的状況
 - 1) 人口及び産業の状況
 - 2) 土地利用の状況
 - 3) 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況
 - 4) 交通の状況
 - 5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
 - 6) 下水道の整備の状況
 - 7) 環境の保全を目的として法令又は条例により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- 第5章 準備書に対する意見の概要と事業者の見解
 - 1 住民意見の概要と事業者の見解
 - 2 知事の意見と事業者の見解
- 第6章 環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法
 - 1 環境影響評価の項目
 - 1) 項目の選定
 - 2) 選定の理由
 - 2 調査、予測及び評価の手法
- 第7章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果
 - 1 大気質
 - 1) 調査の結果の概要
 - 2) 予測及び評価の結果
 - 2 騒音
 - 1) 調査の結果の概要
 - 2) 予測及び評価の結果
 -
- 第8章 環境保全措置
 - 1 保全措置の必要性
 - 2 保全措置の実施内容等
 - 3 保全措置の効果等
 - 4 保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
 - 5 その他
- 第9章 事後調査
 - 1 調査項目の選定
 - 2 事後調査計画
 - 3 事後調査結果の報告等
- 第10章 総合評価
- 第11章 環境影響評価を委託した者の氏名及び住所